

請願第3号

京都府後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

紹介議員

玉本 陽子



請願の趣旨

- 1 後期高齢者医療制度における2割負担者への「配慮措置」について、2025年9月末以降も継続するよう、国に対して意見書を提出すること。
- 2 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担を引き下げること。
- 3 後期高齢者が健康で自分らしい生活を維持できるように、健康診査項目の充実、健診補助制度の新設・拡充を行うこと。
- 4 補聴器購入助成制度の実現を求める意見書を国に提出するとともに、京都府後期高齢者広域連合として支援制度を創設すること。

請願の理由

高齢者の暮らしは、異常な物価高騰と実質的減額となっている年金で厳しい生活を余儀なくされています。2024年国民生活基礎調査によれば、生活が「大変苦しい」「苦しい」と回答した65歳以上の高齢者世帯は55.8%。年金を受け取っている高齢者世帯の中で、収入のすべてが年金という世帯は43.4%です。女性の低年金者は、平均で7万円弱。10万円以下の方は全体の86%になっています。年金だけでは生活できないために65歳以上の就業者数は914万人（昨年比2万人増）で過去最高となっています（総務省調査）。

こうした中で、医療費2割負担となっている方への「配慮措置」が、2025年9月末で終了します。全国保険医団体連合会や厚労省の調査でも負担増による受診控えが明らかとなっています。配慮措置の対象者は高額な医療が必要な方が多く、措置が終了すれば、受診抑制や生活困窮の拡大が強く懸念されます。

特定健診や保健指導が健康年齢を引き上げ、医療費抑制にも効果があることが厚労省などの調査で明らかになっています。糖尿病・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐために、健診項目（胸部レントゲン検査・心電図・聴力検査・歯科健診など）の拡充、脳ドックなどへの補助制度拡充が必要です。

さらに、加齢性難聴と認知症の関係が注目される中で、京丹後市・精華町・京田辺市・大山崎町など全国で464を超える自治体で補聴器購入補助制度が実現しています。高齢者の健全な生活を保障するために加齢性難聴の方への補聴器購入の公的補助制度が必要です。

2025年7月23日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

副議長 梅原 好範 様

請願者 住所 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6F
氏名 京都社会保障推進協議会議長 渡邊 賢治

電話 075-801-2526

60